

令和 7 年度第 3 回 京都府最低賃金専門部会

議 事 錄

令 和 7 年 8 月 6 日 (水)

午前 9 時 33 分～午前 11 時 45 分

京 都 労 働 局 6 階 会 議 室

京 都 労 働 局
京都地方最低賃金審議会

京都地方最低賃金審議会
令和7年度 第3回 京都府最低賃金専門部会
令和7年8月6日（水） 午前9時33分～11時45分
(京都労働局 6階会議室)

●労側委員、■使側委員、○公益、事務局

【全体審議】

○櫻井部会長

ただいまから、第3回京都府最低賃金専門部会を開催いたします。事務局から、出席状況等のご報告お願ひいたします。

○川部賃金室長

おはようございます。本日もよろしくお願ひいたします。

本日の出席状況について報告いたします。

公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員2名。計8名の出席につき、本日の専門部会は成立しております。

また、本日の議事は非公開ですが、個別協議を除く専門部会については、議事録を作成するため、議事録の署名人を決めていただくようお願ひいたします。

○櫻井部会長

まず、専門部会が成立していることを確認しました。議事録署名人については、労使各側どなたにお願いできますか。

労働者側は大西稔委員、使用者側は石垣委員によろしくお願ひいたします。

次に、今日は中央最賃議会会长のビデオメッセージが届いているということで、事務局の方で進行お願ひいたします。

○川部賃金室長

昨日、目安答申に係る中賃（中央最低賃金審議会）会長のビデオメッセージが届きましたので、ただいまから専門部会の皆様に視聴していただきたいと思います。それでは準備ができましたらよろしくお願ひします。

○藤村中央最低賃金審議会会长

皆さん、こんにちは。中央最低賃金審議会会长の藤村でございます。今年度も目安の位置づけの趣旨、あるいは中央最低賃金審議会がとりまとめました令和7年度の目安について、中央最低賃金審議会の会長である私から直接お伝えする場を設け

させていただいております。今年度の地方最低賃金審議会の改定にいたる議論にあたり、改めて目安をどのようにとらえて参考とするのか、また今年度の公益委員見解の趣旨について理解を深めていただきたいというふうに思います。

最低賃金は、最低賃金法第1条に規定する通り、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することなどを目的としております。通常の賃金とは異なり、個別の団体の労使交渉等で決定されるものではなく、法定の3要素を考慮し、公労使の最低賃金審議会の答申に基づき決定されるものになります。引上げ額の検討にあたりまして、考慮する要素としては、様々なものがあるのですが、基本的な考え方をここでお伝えしておきたいと思います。

まずは最低賃金法の法定3要素というのを求めております。労働者の生計費、それから賃金、3つ目が通常の事業の賃金支払能力、これを考慮して定めるということとなっております。また、生活保護に関わります施策との整合性に配慮することとされております。その際に地域間のバランスを図るという観点から、中央最低賃金審議会の目安を示すということになっております。

また、近年は政府の閣議決定に配意した審議を諮問の際に求められていることから、それも無視できない項目になっております。具体的には、中長期の金額の目標、それと地域間格差の是正になります。次に目安について、ご説明したいと思います。令和5年の全員協議会報告や令和7年の目安審議会報告に記載されており、目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるにあたって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではないことを改めて認識いただきたいと思います。

従いまして、公労使での真摯な議論の結果、目安どおりとなることであれば、目安を上回る、あるいは目安を下回ることもあり得るというふうに、私どもは考えております。地方最低賃金審議会におかれましては、目安及び公益委員見解で述べている3要素のデータに基づく目安決定の根拠等を十分に参照されまして、公労使の三者で、しっかりと地域のデータ等に基づいた議論を尽くした上で決定していただきたいと思っております。

では、今年度の目安のポイントをご説明したいと思います。今年度の目安についても、3要素のデータに基づきまして、納得感のあるものとなるよう、心して7回にわたって真摯に議論を重ねてまいりました。3要素のうち何を重視するか、これは年によって異なるわけですが。昨年度に引き続きまして、消費者物価の上昇が続いていることから、労働者の生計費を重視する、それに加えまして、中小企業を含めた賃上げの流れが続いているということにも着目をいたしました。

3要素それぞれの評価ポイントについて説明をいたします。

まず、労働者の生計費についてです。消費者物価指数の「持ち家の帰属家賃を除く総合」を基準に議論を行ってきました。これは昔からそういうふうにしております。それとともに、今年度の物価について丁寧に議論をしました。足元の物価上昇の取り組みとして、生活必需品である食料やエネルギーの費用が全体の7割を占めている。いわゆるエンゲル係数を勤労者世帯についてみると、近年上昇傾向にあること、令和6年に、これは勤労者世帯で26.5パーセントとなっており、さらに兼業者世帯のうち最も所得の低いグループである世帯収入第一・十分位階級では27.5%とさらに高い水準になっていること、こういった点を公労使で確認をいたしました。

しかしながら、食料、エネルギーは昨年指標としてみた消費者物価指数の頻繁に購入する品目だけに含まれるものではなく、また様々な生活必需品の価格が非常に上昇していることに、電気代や携帯電話代を含む「一か月に 1 回購入するもの」や、そのどちらにも含まれない穀物を含む「食料」や、生活の基礎となる品目を含む「基礎的支出項目」の生活必需品との関連が深い消費者物価の指標を広く確認をし、最低賃金近傍の労働者の購買力を取り巻く状況について、総合的に評価を行っていく必要があると判断をいたしました。

そういう中で、今年度の議論では、消費者物価指数のどれか一つの指標に着目するのではなく、多数の指標を総合的に見ようということになりました、今年度は持ち家の帰属家賃を除く総合に加えまして、4つの指標を追加的に見ることといたしました。具体的には、一般に購入する品目、一か月に 1 回程度購入する基礎的支出等、食料でございます。こういった指標を見ながら、土地の土地への移動検証を除く方法が示す水準。今年度は 10 月以降の平均が 3.9 パーセントでしたが、これを一定程度上回ることを考慮しつつ、生活必需品を含む先ほどの四つの項目の消費者物価の上昇も勘案いたしました。なお、四つの項目の平均の上昇率を順に申し上げますと、4.2、6.7、5.0、6.4 パーセントという高い水準になっております。

3 要素の 2 番目、賃金については、連合、それから経団連、商工会議所、それに厚生労働省の 30 人未満の企業を対象としました賃金改定状況調査といったさまざまな調査で、賃上げのベクトルが上向きであるということが今年も確認されております。賃金が上昇しているという流れにも着目する必要性について、公労使の考えが一致したところでございます。

最後に 3 つ目ですね。通常の事業の賃金支払能力については、個々の企業の賃金支払能力を示すものではないと解されておりまして、これまでの目安審議においても、非常に今日の厳しい作業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種の統計資料をもとに議論を行ってきました。支払能力については、実は決め手となる指標がなかなか無いわけです。そこで、例年通り賃金改定状況調査の第 4 表が支払能力を反映したものであるということも意識するとともに、その他、売上高経常利益率も確認しております。その際に市場規模が 1,000 万円未満の企業が厳しいといったデータや、価格転嫁にはまだまだ改善の余地があることは意識したところですが、全体として支払能力は改善傾向であるというふうに考ました。

さて、今年度示しました目安についてですが、これまでご説明をした点と、一部重複いたします。しかし、今ここから強調しておきたいので、申し上げておきたいと思います。

3 要素のデータを総合的に判断して目安を示すにあたっては、昨年度に引き続きまして、消費者物価の上昇が続いていることから、労働者の生計費を重視する、それに加まして、中小企業を含めた賃上げの流れが続いていることにも着目をいたしました。また、賃上げの流れを非正規雇用労働者や中小企業、小規模事業者にも波及させることや最低賃金法の目的にも留意をしたところであります。具体的には、全国加重平均としては、今年度は 6.0 パーセント、63 円を基準として、ランク別の目安額を検討することといたしました。では、次にランクごとの目安額についてです。近年、政府の閣議決定では、地域間格差の是正が取り込まれております。中央最低賃金審議会としても、地域間格差への配慮の観点から、少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことがかなり必要だ

ということで意識をしてまいりました。

そういう中、消費者物価指数、具体的には、持ち家の帰属家賃を除く総合、この上昇率が、Aランクで3.8、Bランクで3.9、Cランクで4.1パーセントとなっており、Cランクの上昇率が最も高くなっていることや、賃金改定状況調査結果第4票①②③における賃金上昇率がCランク、Bランク、Aランクの順に高くなっていることなどの指標を考慮すると、今年度は下位ランクの目安額が上位ランクの目安額を初めて上回ることが適当と考えました。具体的には、Aランク63円、率にしますと5.6パーセント。Bランクも63円、率は6.3パーセント、Cランク64円、率は6.7パーセントといたしました。

Cランクの引上げ額、引上げ率が最も高くなっているということは、中央最低賃金審議会として、地域間格差是正への配慮、雇用、賃金等の指標を見てお示ししたものであります。公益委員会で参照したデータについては、別添の参考資料としてまとめております。また、これまで目安に関する小委員会で提示した資料には、地域別というものも含まれているので、地方でのデータに基づいた審議にあたって、適宜参考としていただきたいと思います。なお、都道府県別に示される地域の経済、雇用の実態等をデータに基づいて見極めつつ、自主性を發揮していただくために、厚生労働省の事務局に対して、都道府県別のデータ等資料を明らかにする等の要請も小委員会の議論の中ありました。これについては早速、労働局には伝達されていると承知をしておりますので、是非に参考にされたいと思います。

次に発効日についてです。発効日については、10月1日等の早い段階で発効させるべきという意見もあれば、近年の賃金の大幅な引き上げが続く中、必要となる賃金原資が増大していることへの対応が必要という声も伺っております。こうした状況に留意するとともに、最低賃金法第14条第2項において、発効日は各地方最低賃金審議会の公労使委員の間で議論して決定できるとされていることを踏まえ、改定額とともに発効日についても、十分に考慮して議論を行っていただくよう中央最低賃金審議会の公益委員としてお願いしたいと思います。

最後に、以上述べてきたとおり、目安額を示す際にさまざまな資料やデータに基づき公労使で真摯な議論を重ねてまいりました。中央最低賃金審議会及び目安小委員会での議論も参考にしていただいて、地方の最低賃金審議会においても、地域のデータを含む実情に基づき公労使による建設的で真摯な議論が行われることを、私どもは期待しております。中央の最低賃金審議会の委員として、地方最低賃金審議会の審議の結果に、これからも注目をしていきたいと思います。

以上、私からのメッセージでした。

○櫻井部会長

次に進めさせていただいてよろしいですか。ビデオメッセージは20分ぐらいでしたが、ご視聴ありがとうございました。

続きまして、本日の全体審議に入る前に昨日労働者側からお尋ねがありました。消費者物価指数に係る資料について、事務局よりご説明をお願いいたします。

○川部賃金室長

本日、お手元に追加資料をお送りしていますので、ご覧になってお聞きください。ご質問のあった点について順番にご回答申し上げます。

まず、「食品」の中の「穀類」の内訳は、米類2品目、パン3品目、麺類5品目、他の穀類3品目の計13品目の指数であり、米が含まれております。

次に、「持ち家の帰属家賃を除く総合」及び「食料」の対前年上昇率の推移に係る都道府県別データを昨日配付しましたが、そこに「京都府」と記載されていましたが、正確には「都道府県庁所在地」の数値になるということで、「京都市」の数値となります。京都府という範囲の数値はないようです。

次に、今年度の目安答申において重視された、消費者物価指数の「頻繁に購入する品目」「1カ月に1回購入する品目」「基礎的支出項目」の都道府県別の数値は公表されていないことを本省から確認するとともに、実際に総務省統計局の検索サイトe-Statで上記3項目の設定をしてみましたが、ございませんでした。ですので、それは把握しようがなく、京都市の数値として出ているのは唯一食料という項目でした。この消費者物価指数のつくりとしては、ご理解をお願いします。

そこで、昨日ご要望のありました点についてお答をしたいと思います。前回お配りした資料No.3の京都市の物価上昇率の推移です。ご覧いただくと、京都中分類の12品目の中に「頻繁に購入する品目」と品目名が記載されていますので、下から12品目の京都中分類というところに上がっておりました。項目の中に各欄括弧書きで、頻繁に購入する品目は何品目ということで、具体的に、その品目名も書いてあります。穀類のところでいえば、頻繁に購入する品目の6品目は食パン、アンパン、カレーパン、ゆでうどんなどと書いてあります。それで、こちらの品目ですけれども、改めてよく見ますと、皆さんの方に昨日お配りした資料ナンバー2に挙がっております頻繁に購入する品目が、この資料の中の12品目の括弧書きのところに、全部上がっていることがわかりました。

つまり、この資料は、昨年も同様の質問があったようですが、その時に頻繁に購入する品目は都道府県のデータがないということで参考に作られたものようです。最大限その頻繁に購入する品目が含まれた項目を12品目抽出して、この表が作られているということです。ということで、去年もできるだけのご要望にお応えするという形で類似のものを出させていただいたという経過のようです。

そして、昨日は付けていなかったのですが、この中分類の品目を単純平均という形でしか出せず申し訳ないですが、12品目の単純平均6.0を参考に追記させていただきました。実際のところは加重平均という出し方がされているようですが、そこはかなり複雑な作業になってきますので、参考値ということでご理解をいただきたいと思います。

それから、今日お配りした資料の裏側につけている資料の方ですが、連合京都の方から連合本部に確認していただいたところ、厚労省から「頻繁に購入する品目」の関係で地方局に、こういったやり方があると指示されていのではということがございました。その点について、昨日、本省からメールで資料の提供があった中に、説明をよく読みますと、他局で頻繁に購入する品目類似のものを出した事例ということで、12品目に基づいて出した事例の情報提供がありました。その12品目に入れ替えて作ったのが裏側の資料です。入れ替えた場所は中分類の12品目の真ん中上から

6つ目の油脂と調味料、それから光熱・水道以下4品目を入れ替えたもので、他局では、この項目で出された事例があったようです。具体的な局は教えられませんということで、詳細が確認できないのですが、その品目でも出してみました。これも参考にしかならないのですが、その12品目で単純平均しますと6.5だったということです。最大限、現時点での公表されているデータから独自に対応できる範囲がここまでということになるのですが、あくまで参考として、これをもとにご審議いただくよう、ご理解をお願いします。

それから、昨日目安が出たところで、改めて、第1回専門部会でお配りした令和7年度賃金実態調査結果の総括表をご覧ください。10ページの一番下が1,120円、11ページの一番上が1,121円ということになっています。これは、仮定の話ですけれども、単純に目安額63円を京都の最低賃金に上乗せさせていただいたら1,121円になります。仮に目安通りの改正額になった場合の影響率は、10ページの一番下、1,120円のところの合計欄を見ていただくと28.3 (※修正後 27.6) パーセントになるということで、改めてこの資料をご確認いただければと思います。

私の方からは以上になります。

※文中の()内の数値は、本年10月末に資料No.3「令和7年度賃金実態調査結果」の数値誤りが判明したため、引用した数値が誤っている箇所に修正後の数値を加筆したもの。

○櫻井部会長

ただいま事務局からありました資料の説明について、各委員の方からご質問やご意見がありましたらお願いいたします。

■沼田委員

もう1回確認します。これはあくまで、京都市のデータというのは間違いないですね。

○川部賃金室長

そうです。県庁所在地、京都市のデータです。このデータの関係で東先生の方から補足いただけるようです。

○東委員

私も研究で消費者物価指数を使うことがあります。調べてみました。まず地域別の京都市しかない理由というのは、消費者物価指数を算出するために実施されている小売物価統計調査というのがあるのですが、それはサンプリング調査で、京都府の場合は京都市と舞鶴市と長岡京市がサンプルになっています。ですので、そもそも、それ以外の元データはあり得ないということです。

そこで、舞鶴市と長岡京市を出せばいいじゃないかという話もあるとは思うのですが、ここから先は私の意見できちんと調べたわけではないのですが、おそらく細

かくしていくほど精度が悪くなっていくので、正確な値が算出できないという意味で、そもそも計算をしていないと思われます。

それに一番近いのが、全国の小都市Aっていうクラスがあって、それは人口5万人以上15万人未満のCというカテゴリーがあります。長岡京と舞鶴はいずれもそれに該当しています。小都市Aというカテゴリーでの消費者物価指数はあるにはあるのですが、あくまで全国全体の小都市での集計になるので、これもあまり京都の実態を示しているとは言ません。

○川部賃金室長

一応、この消費者物価指数の行動データからは、京都市で出されているものでは食料しかないということで、それ以外はないということでよかったです。

○東委員

そうですね、それが県庁所在地別と、あと中核市とか、あと小都市Aみたいなカテゴリーに関しては、中分類までしか計算をしていない、というか、現実的にできないということだと思います。

○櫻井部会長

ご説明ありがとうございました。昨日労側から「できれば今回生計費を勘案するにあたって、使われた全国データだけでなく、京都府のデータを」ということでしたそれがそろわないということと、データは京都府ではなく京都市ということで、希望のデータをすべて入手することは難しいということでした。

他の点についても、ご意見ご質問があればお願いします。

■沼田委員

中小企業団体中央会において調査しているものがありまして、それをこの場でお伝えしたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

昨年も確かに申し上げたと思うのですが、中央会では毎月、情報連絡員を製造業、非製造業に分けて、例えば製造業でしたら、印刷関係、化学・ゴム、電気、輸送など、非製造業でも卸売業、商店街、サービス業など、各分野に41名の方を選んで、その方々に毎月の景気動向を聞いております。

その最新データとして、6月の集計があり、今日お持ちしたので、現状をご説明させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

売上高につきまして現在の状況は、「増加」つまり売上高が上がってきたというのが、先ほど言いました41の業種のうち9業種あります。「不变」といったのが12業種、「減少」つまり売上が下がっているというのが20業種であります。

それから、販売価格については、「上昇」と言っているのが15業種。「不变」と言っているのが24業種、「悪化」で悪くなってきたというのが2業種ですので、単

価は上がってきてているのかなということはわかるのですけれども、これに伴って収益がどんな状況かといえば、「好転」しているというのが1業種、「不变」と言っているのが15業種、「悪化」と言っているのが25業種であります。

雇用がどんな状況かといえば、「増加」と言っているのが2業種、「不变」と言っているのが26業種、「減少」と言っているのが13業種です。

最後に、この業界の景況が以上のことからどうなっているかというと、「好転」と言っているのが2業種、「不变」と言っているのが18業種、「悪化」と言っているのが21業種ということです。

この数字、毎月とっているのですが、ずっとこんな状況です。若干売上が上がったとか、販売環境が上がっているというのは、以前から比べると上昇傾向というのが出てきているのですが、ただ収益であるとか、先ほどの雇用であるとか、そうして全体をまとめた景況はどうだというのは、もうずっと同じ状況だということです。ほとんどの業態が状況は悪いと言っているのが今の状況だということです。それが一点です。

あともう一つ説明しておきたいのが、全国中小企業団体中央会、我々の全国組織が調査した結果があり、それに伴って京都も数字を出していますので、それについてご説明をさせていただきたいと思います。

ちなみに、これは令和7年の3月の集計になりますので先に申し上げておきます。

価格転嫁の状況です。全国段階では回答数が1,250企業から出てきていて、京都はそのうちの26企業からの回答です。ご説明しますと、価格転嫁についてどうかといえば、価格転嫁の全国の状況で、実現できたと言っているのが、この時点で41.8パーセント、価格転嫁はできたけれども、価格転嫁率がどうかといえば、「10%未満」としているのが38.4パーセント、「30%未満」としているのが70.1パーセントになります。70.1パーセントが「30%未満」の転嫁しかできない、転嫁率はその程度だということです。

京都はどうかといえば、価格転嫁が実現できたというのが60.9パーセントで、このうち、先ほど同じように「10%未満」としているのが31.3パーセント、「30%未満」としているのが62.5パーセントですので、価格転嫁ができたとしているのは6割で、京都の価格転嫁率もこの程度の状況ということです。

あと最低賃金についても調査をしています。最低賃金について、これらの対象に対し、「今後どうか」ということを聞いています。全国で言うと、もうこれ以上引き上げられない、引き上げられると、経営的に厳しいと（3月の時点）言っているのが、全国では23.6パーセントとなっています。

10円未満、10円程度なら何とかできると言っているのが10.7パーセント、50円程度といっているのが19.4パーセントで、とてもとても引き上げられると現実にしんどい状況だと思います。

また、京都はどうかといえば、今の最低賃金がもうギリギリだと言っているのが28パーセント。10円以下なら頑張って経営的に引き上げても何とかなりますと言っているのが60パーセント。50円以下と言っているのが、全部足し上げると92パーセントという数字、つまり、50円以上引き上げてもなんとかなるとしているのは8パーセントになっていますので、とても最賃を引き上げると経営的に厳しくなる

状態になります。以上の調査結果ですので、お伝えしたいと思います。

○櫻井部会長

ありがとうございます。前半におっしゃった景気動向に関して、景況感、これは、6月とおっしゃったので、月次の調査ですか。

■沼田委員

そうです毎月調査です。

○櫻井部会長

後半の部分は、7年3月ということですね。

■沼田委員

全中の調査で、毎年やっているものではないのです。

○櫻井部会長

はい、ありがとうございます。

○河原委員

前半の方の41業種がどういう業種なのかとか、その地域、京都府内のこの場所を主にとかいうことも書かれているのですか。

■沼田委員

業種は書いてありますが、組合を対象に調査をしていますので、一企業に聞いているわけではないのです。ただエリアまではわかりません。

○河原委員

はい、わかりました。

○櫻井部会長

ありがとうございます。今ご披露いただいたデータに関して言うと、全国よりも、京都の方が厳しめの回答であったということが、伺われたかと思います。

あと、月次調査というのが6月時点の状況なので、少し変動があるでしょうから、そこをどう捉えるかということはあります。

■沼田委員

これを集計するのはしんどいのですが、必要ということなら持ってれます。

ただ、さっき言ったように、売上高とか販売金額が良くなってきている現状ですので、過去のデータはもっと悪いデータとなります。

○櫻井部会長

価格転嫁は一定できているけれども、転嫁率に関しては非常に不十分であるという見解が多いと思います。

■沼田委員

そうです。

○櫻井部会長

どうもありがとうございました。よろしければ時間も限られておりますので、これから全体審議に入っていきたいと思いますが。

■沼田委員

違う件ですが、一つよろしいでしょうか。発効日の件です。昨年の数字を見ていましたら、発効日も結構ばらつきがある、徳島県ですね。この発効日が11月1日です。ほとんどのところが10月1日であるのに、例えば岩手も10月27日、他のところが決まるまで待っているとか、いろんなことをやっていたようです。

徳島県が11月1日発効だということは、なぜのような日だったのか、わかれば教えていただきたいと思います。

○本間賃金室長補佐

答申自体が1ヶ月遅れていたので。1ヶ月遅れているということらしいです。

■沼田委員

ただ単にそういうことですね。それまでに、審議を何回も重ねて、なかなか金額決定にいかなかつたということですね。でも、この11月1日だったということは間違いないですね。

○川部賃金室長

徳島のことですが、通常の法定の最短発効ではなくて、使用者側から、事業所の方の最低賃金が引上がるとき、今回徳島は大幅に上がりましたので、タイトなスケジ

ユールでは準備が大変だというようなことで、11月1日が妥当ではないかという意見を出されたところ、そこに労側にも了解が得られて合意に至ったので、11月1日指定日発効にしたと聞いております。

○櫻井部会長

他にも10月1日じゃないところが結構ありますよね。

■沼田委員

特に、徳島がかなり一番遅かった。

○櫻井部会長

先ほどのビデオメッセージで、発効日について、地域で議論をということでしたけれど、この後の議事に進んでよろしいですか。

○川部賃金室長

個別協議の方ですね。はい。

○櫻井部会長

昨日、双方のお考えについて、少し具体的に聞かせていただいたところではあります。さらに今日、できれば金額も含めて、議論を先に進めたいというふうに考えておりままでの、公労・公使の個別協議に入って行きたいと思います。

さっき確認させていただいたように、労側が少し打ち合わせの時間を持ちたいということをお聞きしましたので、今日は公使協議から始めさせていただくということでおよろしいですか。

●■○各側委員

(意見等なし。)

○櫻井部会長

ありがとうございます、会場の説明などもお願いします。あと時間の配分、ちょっと押しているので。

○川部賃金室長

個別協議の方ですが、労働者側委員の皆さんにつきましては6階中会議室で、使用者側委員の皆さんには申し訳ありませんが、昨日同様に7階の会議室の方に上がつていただくようお願ひいたします。

労働者側の方が少し打ち合わせが必要ということで。今回は使用者側委員の皆さんの方から公使協議を始めたいと思いますので、よろしくお願ひします。その間に労側の皆さんは打ち合わせをしていただければと思います。それでは、各委員の皆さん、それぞれ会場の方に移動をお願いいたします。

【個別協議】

【全体審議】

○櫻井部会長

それでは全体審議を再開します。12時を少し回っておりますが、申し訳ございません。限られた時間で。特に2回目は少し短い時間になってしまいましたけれども、各側のご意見をお聞かせいただきました。どうもありがとうございました。

今日は使用者側の方から、初めに意見をいただきまして、ここまでに考えておられる妥当な引上げの金額やパーセンテージについて、2度にわたってお話をいただきました。

1度目は賃上げの状況に関しては、第4表の以前からお話いただいている数値があると。それから、支払能力に関しては、実際に労使交渉でどういうところで妥結したのかというところを見れば、そこから支払能力を伺うことができるということがあり、連合のデータや日経連の調査データなどに言及いただいて、当初4～5パーセントが妥当ではないかというご見解をいただきました。

2回目の協議では、やはり目安のこともありますし、労側が当初提示されました金額引き上げ額との乖離もかなりありますので、これについて見直していく、積み上げていくことを検討することもやぶさかではないということで、さらにお話を伺いました。

2度目の公労会議では、使側の考え方をお伝えした上で、労側としても使側と同様に、要求する金額、妥当だと考える金額には依然として乖離があるので、見直していただけないかとお話をしました。

労側としても、使用者側が歩みよりの姿勢を見せていただいたことは非常にありがたい、ということでした。具体的な新たな数字を出すのには少し時間が欲しいということでした。今日は残念ながら時間切れということで、明日のこの会議において、また二者協議を行っていく中で、労側の検討結果についてお聞きしたいと思います。

もし差し支えなければ、明日は労側の方から二者協議を始めるということでおろしいですか。そこで最初にお伺いしますので、それを踏まえてできるだけ、明日集中的に話をして、なるべく「良いところ」に向かうよう、切に願っております。本当に連日申し訳ないですが、今日はこういう状況ですので、さらに明日議論を深めてやっていただきたいと考えております。

すごく大雑把な整理ではありましたが、よろしいでしょうか。

●■○各側委員

(意見等なし。)

○櫻井部会長

ありがとうございます。そうしましたら、明日のスケジュールについてご説明お願いします。本日も長時間のご審議、ありがとうございました。

○川部賃金室長

本日も長時間のご審議、ありがとうございました。明日の審議につきまして、ご提案させていただきます。

明日は、予定では午後2時30分から、第4回専門部会ということで予定させていただいておりますが、本日までの審議状況から、明日の19時から予定しておりました本審につきましては、本審委員の皆さんへの連絡もございますので、延期というか中止という形にさせていただいて、明日は本審の時間も含めまして、できるだけ改正額の審議に、と考えています。

○本間賃金室長補佐

一応、本審を午後7時から予定1時間にしておりますので、午後8時くらいまでの審議にお付き合いいただければと思います。

○櫻井部会長

休憩を挟まないのですか。

○川部賃金室長

長時間に及びますので、適宜休憩は、取っていきたいと思います。

ということで、午後7時以降、だいたい1時間、夜8時までは想定をしておりましたので、それらのすべての時間を専門部会の審議に充てさせていただけましたらありがたいと思いますので、その点ご協力お願いできればと思います。

○櫻井部会長

よろしいでしょうか。

では、明日午後2時半にこちらにお集まりいただいて、最大午後8時までということで、なるべく早くっていうのは言い過ぎかもしれないですが、明日それだけ集中的に議論するということで。

■石垣委員

夜は8時とか9時とか、朝6時からやるとか、そのようなことは、癖になってしまって、極力やめたほうが僕はいいと思います。午後3時、4時ではダメですというと、5時から夜10時までやりましょうかとか、そんなふうに段々広がっていきます。また、朝も11時まで、10時までしかダメとか言うと、じゃあ朝6時からやりましょうかとか、そんなことになってきて、枠が外れてしまいます。

基本的には、たまたま、いつも9時半とか9時が8時30分だったりするのは、仕方ないですが、例外です。それがあまりも極端に、時間が9時から6時までの間の中ですれるのであれば、それだけの部分を外した方が運営としていいとは思います。

だから、日程ありきで走るっていうことで詰め詰めにやるっていう話じゃなくて。特に今年は発効日も審議の中にというコメントが入っているようなので。急いで、その時間をわざわざ延ばしてやるとかいうことでない方がいいのではないかと思います。今後の運営も含めてです。

明日はどうされるのか別にして、それが当たり前にはならないようにはしてほしいと思います。

○櫻井部会長

そうですね。

○川部賃金室長

ご指摘ありがとうございます。事務局の側での日程配置になっているので、今いただいたご意見につきましては、基本的にはできるだけ変則的な時間を使わないように、日程調整の努力をしていきたいと思います。

ただ今回は、当初予定いただいた審議日程の中で、その時間を活用させていただくということなので、ご予定いただいている方はご協力をお願いし、予定していた時間の活用ということで、今回だけご協力をお願いできればということです。

■石垣委員

だから、明日も8時まで取ったから8時まで徹底的に、と言うことではないわけでしょ。今日決着なかなかつかないので、8時まで頑張って決着つけるのだということではありません。事務局は、後ろの日程、12月まで先生方も含めて僕らの日程を押さえているのに、何故ここだけ、無理して集中的にやるのかということです。

○櫻井部会長

お盆の時期が挟まってしまって、それでまた間延びして、そこからまたっていうところも、念頭にはあるのかなと思います。今の時期なので。

■石垣委員

だからいいのですが、みんなの日程が日中に合わないから、じゃあこの時間なら

というところで、それが普通の日程調整の中で入ってくるのは、やめてもらいたいという要望です。

■沼田委員

きっちり議論も必要だと思いますし。

○櫻井部会長

あまり長時間になって疲れると良くないと思うんですよ。まとまるものもまとまらないかもしれませんし、ご検討お願いします。

○本間賃金室長補佐

あくまで明日の審議が進むようであれば、ということですので、本日のように、「検討の時間を」というような場合であればもちろん、無理に続けるという意味ではありません。ですので、ここは申し訳ありません。

○櫻井部会長

毎日申し訳ありません。

今年は異例で、中賃があれだけ押したので、事務局も本当に大急ぎで長時間ご対応くださってありがたいと思っております。

では、明日は午後2時半からということで、長丁場になるかもしれないですが、引き続きどうぞよろしくお願いいいたします。本日はどうもありがとうございました。